

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 臨時代表者会議 資料

平成20年 9月7日(日)

中央公民館 大会議室

<会議次第>

司会：遠藤（八木崎、連絡会副代表、事務局）

- 1．代表あいさつ
小川（立野、連絡会代表）
- 2．会議開催に当たって
土井（立野、連絡会事務局長）
- 3．放課後児童クラブ設置・運営方針について
春日部市役所保育課 斉藤課長
- 4．放課後児童クラブ運営の実際について
春日部市福祉公社 大野主幹
- 5．質疑応答
重点テーマ 指定管理者制度について
指導員の不足について
大規模化と高学年の入室について
その他
- 6．その他

1 放課後児童クラブ設置の基本的な考え方、目的

2 運営形態と責任範囲

3 指定先への要求仕様について

別紙 庄和地域指定管理業務仕様書参照

4 運営経費の実態

	平成 19 年度決算見込	割合	平成 20 年度予算	割合
(歳入)保護者負担金	89,184,500 円	36.0%	92,487,000 円	32.6%
(歳入)国・県補助金	53,742,000 円	21.7%	51,530,000 円	18.1%
(歳出)事業費	247,815,603 円		284,003,000 円	
(内・指定管理委託料)	208,914,000 円		245,237,000 円	
一般財源	104,889,103 円	42.3%	139,986,000 円	49.3%

5 委託費用とその算出根拠

平成 20 年度放課後児童クラブの指定管理料（22 クラブ）

費 目	金 額	備 考
給料手当	156,828,000 円	63 人
臨時雇員賃金	46,152,000 円	44 人+長期休暇・障害児加算分
福利厚生費	34,690,000 円	
旅費交通費	96,000 円	研修旅費
通信運搬費	22,000 円	
消耗品費	4,849,000 円	保育用消耗品
修繕費	530,000 円	
燃料費	41,000 円	
保険料	652,000 円	指導員賠償責任
諸謝金	60,000 円	講師謝礼
負担金支出	156,000 円	研修会負担金
委託費	421,000 円	健康診断委託料
手数料	740,000 円	振込等手数料
計	245,237,000 円	

6 委託先選定までの流れ、選出方法

【募集から指定までの主なスケジュール】

月 日	内 容
月 日()	募集要項配布
月 日()	質問受付開始
月 日()	質問事項受付締切
月 日()	質問事項に対する回答
月 日()	申請書の受付
月 日()	一次審査(書類選考)・二次審査(プレゼンテーションを含む。)
月 日()	二次審査結果通知(指定管理者候補者の選定)
12月下旬	指定管理者の議決(市議会12月定例会)
12月下旬	指定管理者の指定(告示)
H21年1月以降	協定の締結
H21年4月1日～	指定管理者による運営の開始

<福祉公社>

1. 運営経費について（委託費用との関係を含めて）

春日部地域放課後児童クラブ管理運営事業委託料

209,953千円（予算額）

人件費（福利厚生費含む）165,663千円（78.9%）

臨時職員賃金 38,520千円（18.3%）

消耗品費 3,969千円（1.9%）

庄和地域放課後児童クラブ管理運営事業委託料

35,284千円（予算額）

人件費（福利厚生費含む）25,855千円（73.3%）

臨時職員賃金 7,632千円（21.6%）

消耗品費 880千円（2.5%）

2. 指導員の採用基準について、応募&採用方法

児童数を勘案し欠員が生じた場合行う。

募集は、「広報かすかべ」等にて募集を行う。

採用方法は、欠員が生じたクラブに配置を基準とします。

3. 指導員の配置基準、勤務体制（時間交代等を含む）

概ね児童数25名に対して、指導員1名の配置基準。

勤務体制

- ・ 平日の場合
- ・ 学校休業日の場合

4. 指導員の研修、育成方法について

入社時に新人研修を実施

- ・ 放課後児童クラブにおける保育について（指導員）
- ・ 服務規程について（事務局職員）

指導員研修（福祉公社主催）

- ・ 救急法について
- ・ 子どもの見かた捉え方
- ・ 工作と遊び
- ・ 特別支援児の保育

団体主催研修

- ・ 埼玉県学童保育連絡協議会主催
- ・ 全国学童保育連絡協議会主催
- ・ 埼玉県主催

5 . 保育実施のための各種規定（保育指針、安全管理、etc）

保育指針

- ・ 指導員に対する法令順守の指導
- ・ 指導方針の定期的な研修
- ・ 指導内容の定期的な研修
- ・ 生活目標の定期的な研修
- ・ 庄和地域の保育の平準化

安全管理

- ・ 防火管理者研修の受講
- ・ 毎月1回防火対象物自主点検
- ・ 定期的な危機管理の打ち合わせ
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 防犯対策の徹底
- ・ 避難訓練実施（年1回）

6 . その他

臨時職員について

春日部市放課後児童クラブ（庄和地域）指定管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、庄和地域に設置する春日部市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 放課後児童クラブ管理に関する基本的な考え方

放課後児童クラブの管理は、次に掲げる項目に従って行うこと。

- (1)放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設であるという理念を持ち、春日部市放課後児童クラブ条例及び同施行規則に基づき管理運営を行うこと。
- (2)放課後児童クラブは、小学校敷地内に設置していることから、小学校教育活動に支障をきたさないように注意し、施設の利用にあたっては小学校長と連絡を密にし、管理運営を行うこと。
- (3)入室児童の安全の確保及び適切な遊び、生活の場の提供に努めること。
- (4)効率的運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- (5)保護者との連絡を密にし、運営にあたること。
- (6)個人情報適正に管理し、必要な措置を講じること。
- (7)本指定期間中に、上記に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

3 業務内容

- (1)放課後児童健全育成事業の実施に関すること。

放課後児童クラブには、学校教育法による大学・短大・専門学校・高等学校を卒業した者で、保育士資格、幼稚園、小学校、中学校もしくは高等学校教員の免許状を有する者、または学校教育法による高等学校を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した者を「指導員」として複数配置する。開室中は前記の指導員を含め、必ず複数の職員が勤務していること。

本事業は、家庭との連携を図りつつ児童の保護及び遊びを通しての育成指導を行うものとし、次に掲げる活動を行うものとする。

- ア 児童の情緒の安定及び遊びへの活動意欲と態度の形成
- イ 遊びを通しての児童の自主性、社会性及び創造性の形成
- ウ 児童の健康管理及び安全確保
- エ 障害児の受け入れ及び支援
- オ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- カ 家庭及び地域における遊びの環境づくりへの支援
- キ その他児童の健全育成上必要な活動

(2)管理業務の内容

放課後児童クラブ施設の適正な維持管理のため、次に掲げる業務を行うものとする。

施設の戸締り、点灯、消灯

施設の清掃

施設（設備及び物品を含む。）の保守点検及び修繕

施設（設備及び物品を含む。）に異常がある場合の市への連絡

(3)その他の業務

放課後児童クラブで使用する消耗品、医薬品の購入

保育日誌、入室児童出席状況表の作成及び市への提出

消防計画の作成、防火対象物自主点検及び避難訓練の実施など防火管理者の業務

放課後児童クラブ主催の戸外保育事業の計画及び実施

父母会への出席とその連絡調整業務

小学校など関係機関との連絡調整業務

指定管理期間前及び指定管理期間終了に当たっての引継業務

緊急時対策、防犯対策マニュアルの作成及び職員指導業務

施設の管理運営全般のマニュアル作成及び職員への周知業務

職員に対する運営管理に必要な研修業務

市から入室児童家庭に対する書状等の配布

おやつに関すること（おやつの購入・おやつ代の徴収）

その他必要な事項は、市と協議を行うものとする。

4 法令等の遵守

放課後児童クラブの管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

地方自治法

児童福祉法及び同施行令

春日部市放課後児童クラブ条例・同施行規則

春日部市情報公開条例

春日部市個人情報保護条例

その他、管理に関して必要な要綱等

5 危機管理対応

(1)自然災害、人為災害、事故、自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、直ちに適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に連絡すること。

(2)危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し、緊急時の対応について随時訓練を行いながら、予防対策を講じること。

6 物品等

- (1)指定管理者は、放課後児童クラブの運営に必要な消耗品について購入するものとする。備品については、指定管理者からの申し出により、市において購入の要否を決定し、購入する場合は市が行うものとする。消耗品、備品の定義については、春日部市物品規則第4条によるものとする。
- (2)指定管理者は、物品等について、注意義務をもって管理すること。
- (3)指定管理者は、管理している物品等を指定管理の目的以外の用途に使用しないものとし、併せて第三者に貸与し、または譲渡してはならないものとする。
- (4)指定管理者は、指定期間の満了、その他協定書の定めにより契約が終了したときは、物品等について数量等を照合の上、市に無償で譲渡するものとする。ただし、指定管理者が放課後児童クラブにおける指定管理業務を引き続き市より受託する場合は、この限りではないものとする。

7 管理運営に係る経費

指定管理者が指定管理業務を行うために要する経費は、市から支払われる指定管理料を充てるものとする。なお、指定管理料は、協議の上、予算の範囲内で年度ごとに協定書を締結し、各年度とも四半期ごとに前払いで支払うものとする。

8 個人情報の保護と情報公開

- (1)指定管理者は、業務上知り得た個人情報については、春日部市個人情報保護条例により適正な取扱いをしなければならない。
- (2)指定管理者は、個人情報保護の体制を図り、職員に周知・徹底を図らなければならない。
- (3)指定管理者は、公共施設の管理であることを認識し、春日部市情報公開条例により、その管理運営についての透明性を高めるように努めなければならない。

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

9 原状回復義務等

指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消された場合、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。

10 管理の準備

指定管理による業務開始に向けて職員の研修等を行うとともに、業務引き継ぎを十分に行い、指定管理業務の遂行の準備に万全を期さなければならない。

1 1 要綱等の整備

- (1)指定管理者は、施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を整備し、業務の手順及び遂行を明確にしなければならない。
- (2)(1)の各種規程等を整備する場合は、指定管理者は市と協議を行わなければならない。

1 3 経理規程の整備

- (1)指定管理者は経理規程を整備し、経理事務を行わなければならない。
- (2)放課後児童クラブの指定管理業務における会計処理については、他の業務とは別に行い、収支の管理を行わなければならない。
- (3)市は必要に応じて、施設、設備、物品、各種帳簿等の立入調査を行うことができる。

1 4 事業報告書の提出

定期報告書の提出は、以下のとおりとする。

(1)月ごとの報告

指定管理者は、指定管理業務等に関する報告書を作成し、翌月10日までに市に提出しなければならない。

(2)四半期ごとの報告

指定管理者は、指定管理業務及び経理状況に関する報告書を作成し、各四半期の終了後10日以内に市に提出しなければならない。

(3)年度ごとの報告

指定管理者は、指定管理業務の実施状況及び利用状況、経費の収支状況に関する報告書を作成し、毎年度終了後30日以内に市に提出しなければならない。

1 5 指定管理者に対する監督・監査

- (1)市は、指定管理者が管理する放課後児童クラブの適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。この場合において、指定管理者は、当該報告を行い、当該調査に協力し又は当該指示に従わなければならない。
- (2)市又は市の監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る事務等について、監査を行うことができる。

1 6 その他

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議して決定する。

将来不安で辞職相次ぐ

「こういう生活は続けられない。辞めることにしました」。さいたま市緑区の障害児学童保育所「わんぱくクラブ」の指導員、遊間悠平さん(29)は、9月から訪問介護事業所のヘルパーに転職する。

指導員歴7年。午前10時から午後6時まで働いて月給は15万円に届かない。生活費のため勤務後や休日にも介護系のアルバイトをこなす。県内の福祉系短大を卒業し、子供が好きでこの仕事を選んだはずが、20代後半になって将来が心配になったという。短大の同級生で指導員になった友人も一子供が生まれるからと昨年10月に転職した。

さいたま市学童保育指導員会の平沢克子会長(47)は「昨年1年間で指

導員の2割が退職した。次々採用して補充しているため、全体の半数が1〜3年目の若い指導員です」と打ち明ける。

◇
7月1日、さいたま市の桜区役所。午前9時半から会議室で指導員の研修会が開かれていた。ちやんと家で食事をしているか。騒いでいるのは心の奥に悩みや問題を抱えているからではないか。指導員もソーシャルワーカー1名のみです。社会福祉士の言葉に集まった約30人が真剣に聴き入った。多くの指導員が子供の行動や心理を学んで専門性を高めようと努力を続けている。

しかし、指導員が所属する労組「自治労さいたま市公営サービス職員ユニオン」の水野慶子さん(59)は「学童保育はただ

経験必要な指導員だが…

子供をみているだけと考えられていて、指導員の仕事に対する評価の低さが待遇と関係している」と話す。

民間の学童保育所では、離職率を抑えるために、正職員の指導員に経験給

を出している。しかしそれも微々たるものだ。31年目のベテラン、片山恵子さん(51)は「私の年収は今年養護学校の臨時教

員に採用された娘と同じ。私の30年間は何だったの。わずかな差の違

保育士と同等の労働条件求める

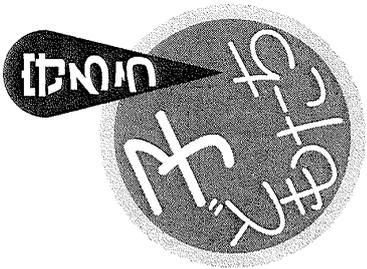
さいたま市学童保育連絡協議会は、市に対し、指導員の労働条件を保育士と同等に確保するための財源措置を求めている。指導員の能力と保育の質についても、保育の基幹となる「保育指針」

を策定し、指導員のための研修体制づくりを要求中だ。県学童保育連絡協議会も指導員の待遇改善を真に陳情してきた。

しかし、待機児童の解消や施設整備など問題が山積しており、指導員の待遇改善はあまり進んでいない。

いや言葉から子供の異変を察せられなければならない。経験なくしてできない仕事なのに」と嘆く。

【梶田佳代、桐野耕一】
学童保育に詳しい吉川は奈・埼玉大准教授の話。子供は友達とぶつかり合いながら自分をコントロールする方法を学ぶ。指導員は遊びのきっかけを作り、保育と教育の両方の専門性を持って子供に接する力が求められる。経験はもちろん、研修や日々の保育内容を客観的に振り返ることが重要。そのためには十分な人と金、時間が必要だ。



⑤ 学童保育は今
毎日のように



甘えてくると子の相手をしながら他の子供らにも目を配る指導員。1人で何役もこなすさいたま市浦和区の岸町放課後児童クラブで